

# 市長定例記者会見資料



令和5年11月28日	
所 属	生活安全課
所属長	北 明德
電 話	06-6489-6502

## 市町村では全国初の規制を検討中！ 条例改正に向けパブリックコメントを実施 ～ 尼崎に二度と暴力団事務所を作らせない！ ～

尼崎市はこれまで、暴力団排除の意志と暴力団の進出を許さない姿勢を示し、「市内に二度と暴力団事務所を作らせない」「将来にわたって地域の安全・安心を確保していく」との考え方を実現するため、尼崎市暴力団排除条例の一部改正に向け、尼崎市暴力団排除活動推進会議や市民意向調査を実施し、広く意見を募ってきました。

この度、全国初の試みとして、市域全域を対象とした暴力団事務所の運営禁止規定、その違反に対する中止命令及び罰則規定を加えた「尼崎市暴力団排除条例の一部改正（素案）」が完成したため、本素案をもってパブリックコメントを実施し、成案化に向け市民の皆様のご意見を聴取し、2月議会への上程を目指します。

### 1 素案の内容

#### (1) 改正趣旨

新たに暴力団事務所の運営の禁止規定を設けるとともに、市民団体等による暴力団排除活動への支援や暴力団事務所の使用等の差し止め請求等、市の具体的な取組を明文化することで、より効果的な暴力団排除活動を推進します。

#### (2) 改正内容

- ① 兵庫県暴力団排除条例の規制範囲外である準工業・工業・工業専用地域を含む市全域での暴力団事務所の運営の禁止（全国初※）
  - ② 運営禁止違反に対する中止命令及び罰則（全国初※）
  - ③ 市による暴力団事務所に対する使用等の差し止めの請求や、市民団体等が行う訴訟に対する支援を明文化
  - ④ 市による暴力団関連施設の買い取りなど暴力団排除活動時の条例適用除外
  - ⑤ 尼崎市暴力団排除活動推進審議会の設置
- ※市全域への規制、かつ、罰則を科すことが全国初となります。

### 2 今後の予定

今後も施策の内容などを市民はじめ多くの関係者に分かりやすく説明していく手続きである市民意見聴取プロセス(ステップ3～5)を活用し、次の通り条例改正を進めていきます。

#### ▼12月18日～来年1月9日

ステップ3……意見公募手続(パブリックコメント)の実施(別紙参照)

#### ▼来年1月

ステップ4・5…意見を踏まえた最終案策定・パブリックコメントによる結果公表の実施

#### ▼来年2月

市議会定例会へ条例改正議案の提案

以 上

(参考1) 尼崎市暴力団排除活動推進会議

#### ▼目的

市民等の安全で平穏な生活を確保していくとともに、本市における社会経済活動の健全な発展に向け、将来にわたって暴力団を排除し続けていくため、有識者会議を設置し、暴力団排除活動に対する意見聴取を行い、現在の暴力団排除の取組をより実効性のあるものとします。

#### ▼議事内容

- (1) 尼崎市暴力団排除条例のあり方
- (2) 暴力団排除活動のあり方
- (3) 暴力団排除活動に係る状況報告等定期的な意見交換

#### ▼構成

- (1) 尼崎市暴力団追放推進協議会
- (2) 尼崎市市民運動推進委員会
- (3) 学識経験者（弁護士）
- (4) 警察関係者

#### ▼実施状況

- 1回目…5月17日(水)
- 2回目…6月30日(金)
- 3回目…11月6日(月)

(参考2) 全国の暴力団排除条例の状況

#### ▼都道府県条例

都道府県において制定された暴力団排除条例では、青少年の利用に供される施設の周辺等の暴力団事務所の運営を禁止する規定と、運営禁止規定に違反した場合の中止命令及び罰則が規定されています。

しかし、都道府県条例のなかでも先進的な石川県や大阪府は、運営禁止区域を拡大して工業専用地域を除いた範囲に設定しています。

#### ▼市区町村条例

市区町村において制定された暴力団排除条例では、暴力団事務所の運営を禁止する規定自体が珍しく、東京都文京区や三重県桑名市を含む6自治体が規定しています。

このうち、文京区では、区域全域の規制であるものの、違反に対する罰則等はなく、また桑名市では、工業専用地域以外の地域の規制であり、違反に対して公表、勧告するもので、現在事務所運営に対して罰則を規定している市町村はありません。

(運営禁止規定のある市区町村)

東京都文京区…区全域規制、罰則なし

町田市…市全域規制、罰則なし

国立市…市全域規制、罰則なし

山梨県大月市…県条例と同範囲の規制と住居系用途地域を規制、罰則なし

道志村…県条例と同範囲を規制、罰則なし

三重県桑名市…工業専用地域以外を規制、公表・勧告あり、罰則なし

# パブリックコメント案件概要

(様式3)

## 案件名: 尼崎市暴力団排除条例の一部改正について

### 1. 施策の概要

尼崎市暴力団排除条例を改正することで、本市の暴力団排除の意志と暴力団の進出を許さない姿勢を示し、市民の安全で平穏な生活の確保、青少年の健全な育成の保護及び事業者や団体による社会経済活動の健全な発展に寄与する。

### 2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

○平成25年に暴力団排除に係る基本的な考え方や取組を規定した尼崎市暴力団排除条例を制定し、事務事業からの暴力団の排除を推進してきた。  
○平成27年には、暴力団の分裂騒動を契機に対立組織間の抗争状態に陥った。  
○暴力団の抗争が激化したことを受け、平成30年に暴力団の排除を目的に市民を中心とした暴力団追放推進協議会が発足され、活発な排除活動が行われてきた。  
○本市として、市民による暴力団排除活動の費用面を支援するため、平成31年に尼崎市暴力団排除活動支援基金を設置し、住民による適格団体訴訟に係る費用の一部等の支援を行ってきた。  
○令和元年に発砲事件が発生したことを受け、令和2年に公安委員会が本市域全域を特定抗争警戒区域に指定した後、市内2カ所で相次いで発砲事件が発生したことから、県警察本部に対し対策強化を求める申入れを行った。  
○当時暴力団事務所として認定されていなかった暴力団関連施設の買取りを実施するなど、官民一体となった暴力団排除活動に取り組んできたことで、令和4年9月には、本市内の暴力団事務所はゼロになった。  
○令和2年から現在に至るまで特定抗争警戒区域の指定は解除されておらず、新たな取組を実施し暴力団排除活動を推進するには、既存の尼崎市暴力団排除条例を見直し、改正する必要がある。

### 3. 目指す姿・対応策など

市域全域における暴力団事務所の運営禁止や運営禁止への違反に対する罰則を市条例で設けることで、「市内に二度と暴力団事務所を作らせない」「将来にわたって地域の安全・安心を確保していく」との考え方を実現する。

### 4. 施策の対象範囲・期間など

対象: 暴力団員

始期: 改正条例施行後(令和6年4月1日予定)

### 5. 市民意向調査の概要(ステップ1、2省略の場合はその理由)

市が取り組むべき暴力団対策について、広く市民の意見を募るため、令和5年9月22日から10月27日まで市民意向調査を実施し、条例改正に賛成とする意見が2件あった。

### 6. 施策の検討経過

#### (1) 素案検討過程での主な論点

①暴力団事務所運営禁止の区域規制を設けること

②実効性の担保のため罰則等の規定を設けること

#### (2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

①本市は住居系と工業系の用途が混在する特徴をもつこと、兵庫県暴力団排除条例の青少年の健全な育成を保護する目的に加え、事業者や団体による社会経済活動の健全な発展に寄与することも目的としていることから、市域全域を対象とする暴力団事務所の運営禁止の区域規制を設けることとした。

②県条例と同様の手続きを踏み、同程度の量刑となる罰則規定を設けるとともに、罰則以外にも暴力団事務所に対する使用等の差止めの請求を行う規定を設けることとした。

### 7. 今後のスケジュール

令和6年1月 パブリックコメント結果の公表

令和6年2月 市議会へ条例案を提出

令和6年4月 改正条例の施行

### 8. 添付資料

尼崎市暴力団排除条例の一部改正(素案)

### 9. お問い合わせ先

危機管理安全局危機管理安全部生活安全課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館8F

電話番号(TEL) 06-4689-6502、ファクス(FAX) 06-6489-6686

メールアドレス(Eメール) ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp

# 尼崎市暴力団排除条例の一部改正（素案）について

## 1 条例改正の背景

本市では、平成 25 年に暴力団排除に係る基本的な考え方や取組を規定した尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 7 日条例第 13 号）（以下、「暴排条例」といいます。）を制定し、市の事務事業からの暴力団の排除を推進するなかで、暴力団の分裂騒動を契機とした対立組織間の抗争が激化したことを受け、暴力団の排除を目的とした市民団体である尼崎市暴力団追放推進協議会（以下、「協議会」といいます。）が発足するなど、市内での暴力団の排除の機運が高まり、住民による暴力団本部事務所に対する使用差止訴訟等の暴力団排除活動が活発に行われました。

その間、本市は尼崎市暴力団排除活動支援基金を設置し、協議会による暴力団追放パレードや住民による訴訟等の暴力団排除活動への支援、発砲事件の現場となった暴力団関連施設の買取りを実施するなど、官民一体となった暴力団排除活動に取り組んできたことで、令和 4 年 9 月には、複数あった市内の暴力団事務所がゼロになりました。

しかし本市は、令和 2 年から続く公安委員会による特定抗争警戒区域<sup>1</sup>の指定が解除されておらず、継続して暴力団の動向を注視する必要があります。

また、特定抗争警戒区域の指定が仮に解除された場合、兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 7 日条例第 35 号）（以下、「県条例」といいます。）に定める規制範囲以外の地域には暴力団事務所の進出を規制できないこととなることから、市内に暴力団事務所の無い状況を維持するため、新たな暴力団事務所が運営されないよう暴力団排除活動のさらなる推進を図る必要があります。

そこで、本市の暴力団の排除の意志と暴力団の進出を許さない姿勢を示し、「市内に二度と暴力団事務所を作らせない」「将来にわたって地域の安全・安心を確保していく」との考え方を体现するため、暴排条例を改正します。

## 2 暴排条例の改正趣旨

現行条例では、県条例を踏まえ、市や市民等の責務を明らかにし、市の契約や補助金等の事務事業からの暴力団の排除といった基本的な事項のみを規定していました。

今回の改正では、新たに暴力団事務所の運営禁止規定を設けるとともに、市民団体等による暴力団排除活動への支援や暴力団事務所の使用等の差止め請求等市の具体的な取組を明文化することで、より効果的な暴力団排除活動を推進します。

## 3 暴排条例の改正

### (1) 現行の条例

暴排条例では、暴力団排除に係る基本的な考え方として、第3条に基本理念、第4条に市の責務を規定し、主な取組として、第6条から第13条までに、契約事務において講ずべき措置といった事務事業からの暴力団の排除を規定しています。

## (2) 改正の必要性

これまでの取組が実を結び、市内の暴力団事務所がゼロになったことから、今後、暴力団事務所の運営の禁止等のより抑止効果の高い規定を設け、新たな暴力団事務所が作られないよう暴力団排除活動のさらなる推進を図る必要があります。

また、現在の暴排条例は、平成25年度に制定してから10年が経過するなかで、条例制定当初には想定していなかった暴力団関連施設の買取りなどの事案に対応してきたことから、暴排条例で基本的な事項のみを規定している状態を見直し、近年の暴力団排除活動に対応できる規定を設ける必要があります。

## (3) 改正の内容

### ア 暴力団事務所の運営の禁止

現在、県条例において、青少年の健全な育成を保護する目的で、青少年の利用に供される施設から200m以内の区域及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に基づく用途地域<sup>2</sup>のうち、住居系及び商業系の区域を暴力団事務所の運営禁止区域として指定しており、県条例の規制範囲を本市の市域に当てはめると、約7割が規制範囲に該当し、残りの3割は工業系の用途地域で、規制範囲外となっています。

そこで、住居系と工業系の用途地域が混在する特性をもつ本市では、県条例の目的に加え、事業者や団体による社会経済活動の健全な発展に寄与することも目的としていることから、今後、市内で暴力団事務所の運営をさせないためにも、県条例の規制範囲に上乘せし、工業系の用途地域を含めた市域全域での暴力団事務所の運営を禁止します（別紙図1参照）。

### イ 罰則

暴排条例における抑止効果及び実効性を高める手段として、暴力団事務所の運営を禁止する規定を設けることに加え、暴力団事務所の運営を発見した場合には、市による中止命令を行います。

あわせて、中止命令に従わない場合については、県条例と同様の刑事罰を与えます。

### ウ 尼崎市等による暴力団事務所に対する使用等の差止めの請求

暴排条例における抑止効果及び実効性を高める手段として、中止命令及び罰則のほか、市の平穏な業務の遂行が違法に害されているときは、暴力団事務所の使用等の



差止めの請求を行います。

なお、市民による暴力団事務所の使用等の差止めの請求については、随時、必要な支援を行います。

#### エ 適用除外

平成 25 年に制定した暴排条例は、契約事務等の事務事業からの暴力団の排除を規定していますが、その後、暴力団関連施設であった不動産の買取りを行うなど、市の暴力団排除活動を進めるために、暴力団員との契約が必要な事例が発生していました。

そこで、暴力団排除活動の推進を目的とする場合に限り、特別に契約相手方が暴力団員となる暴力団排除活動等を実行するため、適用除外規定を設けます。

#### オ 審議会の設置

市が暴力団事務所に対する中止命令や適用除外を実行する場合、市条例の目的に則した内容かどうかについて意見を聴取するため、有識者で構成する審議会を設置し、意見を聴聞することで、業務の透明性の確保に努めます。

以 上

---

<sup>1</sup> 特定抗争警戒区域とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 に基づき定められる区域のことで、同法第 15 条の 3 により警戒区域内における禁止行為が定められている。

<sup>2</sup> 用途地域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の総称であり、本素案では、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域の 8 種類を住居系、近隣商業地域、商業地域の 2 種類を商業系、準工業地域、工業地域、工業専用地域の 3 種類を工業系と区別しています。

# 暴力団事務所の運営禁止区域のイメージ

図1

兵庫県条例に定める用途地域規制範囲

尼崎市条例改正後に定める規制範囲

※赤色が規制範囲

